

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査及び同条第 5 項に基づく
随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり
公表する。

平成 30 年 3 月 2 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

第1 財政援助団体等監査及び随時監査の対象

(1) 財政援助団体等監査

[対象団体] 公益財団法人枚方市文化国際財団

[対象事務]

①財政援助団体監査

平成28年度、平成29年度における補助金等に係る出納、その他事務の執行

②出資団体監査

平成28年度、平成29年度における事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 産業文化部文化生涯学習室

[対象事務]

平成28年度、平成29年度における公益財団法人枚方市文化国際財団に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

平成29年11月1日から平成30年3月1日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】＜公益財団法人 枚方市文化国際財団＞

○公益財団法人枚方市文化国際財団の事業運営について

公益財団法人枚方市文化国際財団の平成28年度決算は、約1,000万円の赤字となっている。

今後も、一層の経費縮減に努めるとともに、入場料収入等による収益の確保に向け、アンケートによるニーズの把握や、効果的なPRに取り組むよう要望する。

【意見・要望事項】＜産業文化部文化生涯学習室＞

○公益財団法人枚方市文化国際財団に対する出資及び財政的援助について

公益財団法人枚方市文化国際財団（以下「財団」という。）では、平成 28 年度決算が約 1,000 万円の赤字となっている。財団に対して経営改善に向けた働きかけを行うとともに補助金見直しの効果を検証するよう要望する。

また、今後、（仮称）総合文化芸術センターの整備に伴い、財団を取り巻く環境が変化することから、財団のあり方について協議を行い、引き続き市の文化芸術事業及び国際交流事業を効率的・効果的に推進するよう要望する。